

杉並区産業振興計画（改定案）

平成 3 0 年 1 0 月

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

目標ごとの計画内容

目標 1 多様な産業と住宅都市が共に発展するまち・・・・・・・・ 4

目標 2 区民生活を豊かにする産業に支えられ、・・・・・・・・ 10
安全で住みやすいまち

目標 3 食卓に彩りと心に潤いを与える産業で、・・・・・・・・ 16
やすらぎがあるまち

目標 4 安心して地元で元気に働き続けられるまち・・・・ 22

目標 5 魅力的でにぎわいがあり、また行ってみたいくなるまち
・・・・・・・・ 27

はじめに

■計画改定の経緯と趣旨

平成24年3月に策定された「杉並区基本構想（10年ビジョン）」を受け、区ではその実現のための具体的な道筋となる「杉並区総合計画（10年プラン）」と「杉並区実行計画（3年プログラム）」を策定し、その中で、将来を見据えた産業振興の基盤を整備するため、産業振興計画を改定し、推進を図ることといたしました。

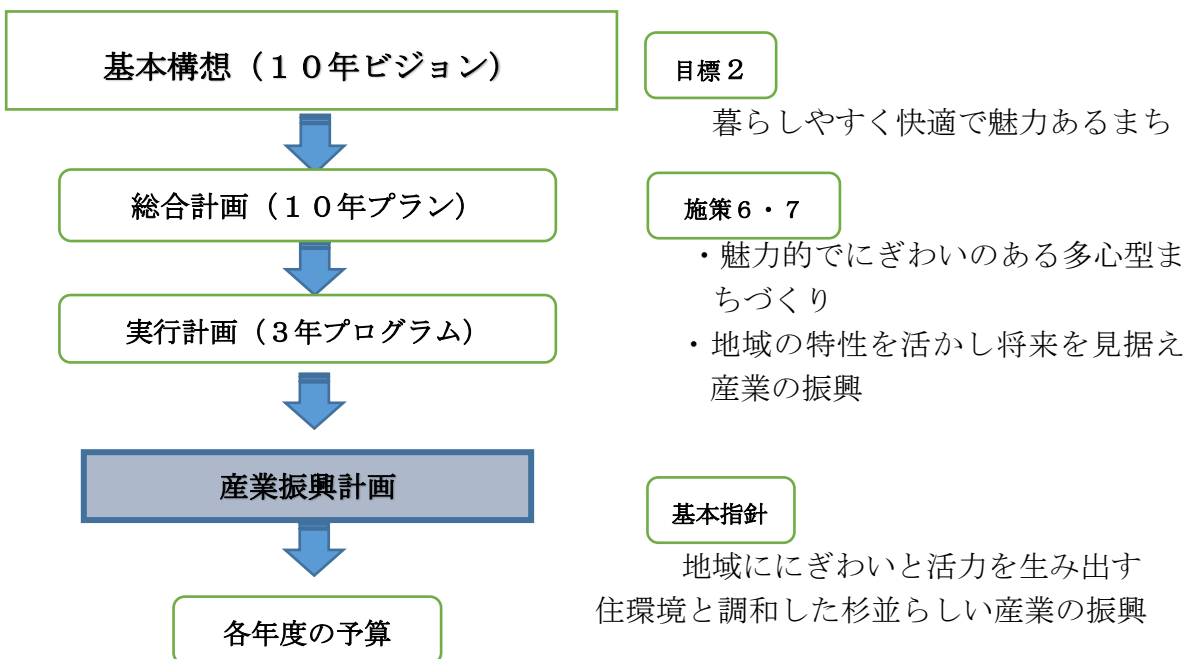
これを受け、杉並区産業振興計画は、平成25年4月に5つの目標を内容とする区と産業関係者の共通の指針として、平成25年度から33年度の9年間を計画期間に改定され、この間区といたしましても、目標の達成に向け産業振興の推進に努めてまいりました。

このたび、杉並区総合計画の改定に合わせ、社会経済状況の変化等に的確に対応するため、区は平成29年10月、杉並区産業審議会に対し、産業振興計画の改定に向け必要な事項の調査審議を行っていただくよう諮問しました。

平成30年9月に同審議会でもとめられたこれまでの取組に対する評価や意見を踏まえ、加えて平成29年度に実施した産業実態調査の結果を基礎データとし、改定される杉並区総合計画（平成31～33年度）との整合を図るとともに、平成27年4月に施行された都市農業振興基本法に定める地方計画を包含する計画として、杉並区産業振興計画を改定することとしました。

■計画の性格と位置づけ

この計画は、杉並区基本構想で示された将来像の実現に向けた目標を踏まえ、総合計画、実行計画の実行性を高めるため、産業振興分野における目標、基本的な方向性、取組・事業の体系を明らかにし、区と産業関係者の共通指針とするものです。



■計画の体系

本計画では、「地域ににぎわいと活力を生み出す 住環境と調和した杉並らしい産業の振興」とした基本指針、5つの目標については杉並区産業振興基本条例に基づくもので、改定後の計画においても継続するものとししました。これに伴う実施すべき具体的な取組については、以下のとおりです。

基本指針	目 標	取 組
地域ににぎわいと活力を生み出す 住環境と調和した杉並らしい産業の振興	目標 1 多様な産業と住宅都市が共に発展するまち	人・モノ・情報の循環が促進される仕組みづくり 創業・新たな事業展開への支援 経営基盤の強化 交流促進の場の整備
	目標 2 区民生活を豊かにする産業に支えられ、安全で住みやすいまち	安全・安心な生活支援拠点としての商店街づくり 地域活性化の核となる商店街づくり 商店街の経営力向上の支援 商店街の組織力の強化
	目標 3 食卓に彩りと心に潤いを与える産業で、やすらぎがあるまち	都市農地保全への取組 地産地消の推進と都市農地の持つ多面的機能の発揮 都市農業の担い手育成と支援 都市農業への理解を深める取組
	目標 4 安心して地元で元気に働き続けられるまち	誰もが自分にあった働き方を選択できる仕組みづくり 意欲ある人材と区内企業を結びつける取組の推進 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた労働環境の整備
	目標 5 魅力的でにぎわいがあり、また行ってみたいくなるまち	杉並らしさを活かした観光事業の推進 アニメを活用した事業の推進とアニメ産業の支援 まちづくりと連動した魅力ある商店街づくり【再掲】

■計画期間

本計画の期間は、杉並区総合計画の計画期間との整合を図り、平成31年度から33年度までの3年間とし、今後、杉並区総合計画の改定社会経済状況の変化等に合わせ、的確に対応するよう必要な改定を行います。

■計画の推進

計画を確実に推進していくために、目標達成に向けた事業の実施状況を定期的に点検・評価し、その内容や成果を踏まえ、適切な見直しを継続的に行っていきます。

また、計画の進捗状況や成果については、杉並区産業振興審議会や産業団体に報告し、評価や意見を求めています。

目標1 多様な産業と住宅都市が共に発展するまち

【目標が示す将来像】

住宅都市に調和した多様な産業が発展を続けることにより、まちに活気がもたらされています。

【現状と課題】

- 杉並区の総人口は、平成25年の約54万人が、平成30年には約56万人になりました。この間、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は増加し、生産年齢人口の割合は減少しています。今後もこの傾向は続く見込みです。
- 杉並区の事業所数と従業者数は、平成24年から平成28年までの4年間で事業所数は約3%、従業者数は約2%減少しています。産業分類別の事業所数を特別区部と比較すると、「建設業」「不動産業、物品賃貸業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」など、地域に密着した業種の比率が高く、住宅都市としての特色が表れています。
- 平成29年度杉並区産業実態調査によると、「過去5年間に売上高が増加した」と回答した事業所の割合は、平成23年度の調査に比べて増えています。しかし、「過去5年間に売上高が減少した」と回答した事業所の割合が多い状況は変わらず、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、現状では中小企業にまで改善の動きが広く及んでいるとは言えず、経営環境は先行きが不透明です。

【基本的な方向性・取組の視点】

- 区内の魅力的な産業について積極的に情報を発信し、ブランド力を向上させることにより、地域の新たな産業の創出や消費拡大の原動力としていきます。また、事業者、産業団体及び区民等が共通の認識を持って相互に協力し合って産業振興の推進を図り、区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与していけるよう区の産業振興施策等を広くPRしていきます。
- 杉並区は、卸売業・小売業をはじめ、飲食サービス業や不動産業、物品賃貸業など、区民の生活に直接かかわる産業がある一方で、建設業や製造業など秀でた技術や製品を持つ企業が拠点とするなど、多種多様な産業で構成されており、相互につながりがあります。この産業のつながりを意識し、区内での消費活動や交流、区内企業での就労や事業・技術の承継、区と事業者・異業種間での情報交換、情報共有や連携など、地域内で人・モノ・情報の循環が促進される仕組みづくりを進めていきます。
- 景気回復基調を続ける経済の現状・動向を踏まえ、新たな産業・事業者育成に向けた取組を促進するため、人材育成・事業承継への対策をはじめとし、融資あっせん制度の充実、創業支援や生産性向上の取組の推進など、経営基盤の強化を図っていきます。また、時機に応じた経済対策を進めていきます。

目標別指標

指標名	現状	目標		指標の説明
		31年	33年	
区内事業所数	19,246 所 (平成 28 年)	19,000 所	19,000 所	経済センサス (総務省) による
区内従業者数	157,249 人 (平成 28 年)	157,000 人	157,000 人	

目標1 多様な産業と住宅都市が共に発展するまち

取組1 人・モノ・情報の循環が促進される仕組みづくり

- ①産業振興基本条例の普及・啓発等
- ②産業振興センターにおける連携体制の促進
- ③産業団体等と区の連携による区内産業の魅力発信 (重)
- ④ビジネスチャンスにつながる交流の場の拡大 (重)
- ⑤「すぎなみフェスタ」と連携した区内産業のPR (重)
- ⑥区内消費拡大の推進

取組2 創業・新たな事業展開への支援

- ⑦創業支援 (重)
- ⑧創業支援施設のあり方の検討
- ⑨中小企業資金融資制度の充実
- ⑩相談機能の充実 (重)

取組3 経営基盤の強化

- ⑪区内産業の状況分析と活用
- ⑫中小企業資金融資あっせん制度の充実【再掲】
- ⑬相談機能の充実【再掲】 (重)
- ⑭人材育成の充実
- ⑮生産性向上の取組み支援 (新)
- ⑯福利厚生事業(中小企業勤労者福祉事業)の運営・充実

取組4 交流促進の場の整備

- ⑰交流自治体との産業交流の推進
- ⑱ビジネスチャンスにつながる交流の場の拡大【再掲】 (重)

取組1 人・モノ・情報の循環が促進される仕組みづくり

区内の魅力的な事業者や製品等を知り、区内で活用・消費することは、区内産業の活性化と発展につながります。また、区内産業の発展は、製品やサービスの質、生産性の向上を生み、さらに事業者や製品等の魅力を高め、消費者である区民のより良い生活につながることを期待できます。区内産業の魅力をブランド化して発信し、質の高い製品等の販売・消費へとつなげていくことで、地域内で人・モノ・情報が循環する仕組みを推進していきます。

①産業振興基本条例の普及・啓発等

区の産業は、商業や工業のほかに農業や観光・アニメなど幅広い産業で構成されています。平成26年4月1日に施行した「産業振興基本条例」に基づき、事業者、産業経済団体、区民、区が共通の認識を持って相互に協力し、産業振興の推進を図るため、条例の普及・啓発を図るとともに、産業経済団体への加入促進及び基盤強化を図り、産業経済団体の活動促進に取り組んでいきます。

②産業振興センターにおける連携体制の促進

区と産業経済団体が同じ施設の中で業務を行う「杉並区産業振興センター」において、日常的な意見交換や協働による事業実施に加え、産業振興センター関係機関連絡会の場を活用して恒常的に区内の産業振興に係る課題を共有し、緊密な連携を図りながら区内産業の振興を促進していきます。

③産業団体等と区の連携による区内産業の魅力発信 **重点**

区内事業者による優れた技術や他にはない製品、特徴のある事業者を紹介するPR活動の充実や、製品を手にする機会の創出など、区内産業の魅力を区内外に発信していきます。また、技術開発や経営基盤の強化などに優れた実績を上げ、地域産業の発展に貢献している区内事業者や製品のPRの強化を図ります。

④ビジネスチャンスにつながる交流の場の拡大 **重点**

杉並区内外の業種の異なる様々な事業者が、ビジネスの情報交換や人脈づくりを行い互いの経営資源を結びつけ、新たなビジネスチャンスにつなげることができるよう、異業種交流会を産業団体と区が連携して開催していきます。また、国や都、関連団体などが開催する交流会、展示会、ビジネスマッチングフェアなどに、より多くの区内事業者が参加・出展できるよう、産業団体と区が連携して支援します。

⑤「すぎなみフェスタ」と連携した区内産業のPR **重点**

区内に多くある他に引けを取らない技術・商品を有している個性的な事業者を、内外のより多くの人に知ってもらう機会として、産業や交流などをコンセプトに、区内事業者等とともに「すぎなみフェスタ」と連携して、「パン祭り・スイーツフェア」「産業フェア」「農業祭」の開催や観光PR等に取り組みます。

* ビジネスマッチング：企業の事業展開を支援する等の目的で、事業パートナーとの出会いをサポートするサービスのこと

* ジョブマッチング：仕事と人材、企業と個人をつなぐ橋渡しをすること

⑥区内消費拡大の推進

産業経済団体との連携により、区内で生産された製品や農産物の購入推進や、杉並区内共通商品券による区内商店街の利用促進など、区内での消費拡大による経済循環を進めるとともに、区においては公共調達の一翼を担う区内事業者の活用促進に努めます。

取組2 創業・新たな事業展開への支援

創業支援等事業計画に基づき、情報通信技術を活用する事業など住宅都市と調和した産業の創業や、新たな事業展開を進める事業者を支援します。

⑦創業支援 **重点**

創業までの手続きや資金計画の立て方、また創業に必要な知識を体系的に学ぶことができる創業支援セミナーや、創業した人たちの経験から学ぶワークショップなど、創業から創業後の順調な発展につながる支援を充実させていきます。

⑧創業支援施設のあり方の検討

創業支援施設「阿佐谷キック・オフ/オフィス」のこれまでの運営や実績を検証し、また、民間事業所による創業支援施設の現況調査を実施し、創業支援施設のあり方や施設における必要な支援、施策について、総合的な検討を行います。

⑨中小企業資金融資あっせん制度の充実

創業や事業拡張の一層の活性化や、変化の激しい社会経済情勢に的確に対応することができるよう、産業融資制度の充実・見直しを行っていきます。

⑩相談機能の充実 **重点**

社会経済や地域の事情に詳しい相談員によるきめ細かな相談や経営アドバイス、産業界や都と連携した、相談内容に応じた的確な相談窓口の構築を実施することにより相談体制・相談機能の強化を図っていきます。また、土曜相談窓口として図書館を活用した創業・経営相談を実施していきます。

取組3 経営基盤の強化

区内事業者の多くが直面する厳しい経営状況に対応するため、中小企業資金融資制度や相談機能の充実、次代を担う人材の育成や事業・技術の承継、生産性向上の取組み

の推進など、経営基盤の強化を支援していきます。

⑪区内産業の状況分析と活用

区内企業の実態と動向を把握し、現在の経済環境が区内の各業種、企業にどのような影響を及ぼしているのか、さらに、今後この状況はどのようになると予想されるのか、区内産業の現状や課題を分析するとともに、それらを関係事業者と共有しながら産業支援策を進めていきます。

⑫中小企業資金融資あっせん制度の充実【再掲(P8)】

⑬相談機能の充実【再掲(P8)】 **重点**

⑭人材育成の充実

区内事業者が実施する経営者・人事担当者セミナーや新規採用者研修などの事業承継のための後継者育成事業を支援することで、区内産業が持続的に発展する基盤を整備していきます。

⑮生産性向上の取組支援 **新規**

「生産性向上特別措置法」に基づき、区は「導入促進基本計画」を策定し、区内中小企業・小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上に取り組むことを後押しするとともに、先端設備等を導入した際に、特例措置を受けられる仕組みを整え、中小企業等の支援と区の産業振興の推進を図ります。

⑯福利厚生事業(中小企業勤労者福祉事業)の運営・充実

区内企業等の労働環境の向上と雇用の確保につながり、勤労者一人ひとりの仕事と生活の状況に合った多様なサービスを提供するため、4区(豊島区、北区、荒川区、杉並区)統合による一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター(愛称:フレンドリーげんき)でスケールメリットを生かした中小企業勤労者福祉事業の充実を図ります。

取組4 交流促進の場の整備

自治体や業種の枠を超えて活発に交流できる場を拡げていくことは、産業の活性化にもつながります。産業団体と区が協力し、異業種交流会の共同開催や交流自治体との交流事業の実施などにより交流促進の場を整備していきます。

⑰交流自治体との産業交流の推進

交流自治体と連携した即売会など様々なイベントを契機とした新たなビジネスマッチングの創出などにより、区と交流自治体の産業発展につながる相乗効果を生み出していきます。また、交流自治体におけるふるさと就労体験など、交流自治体との連携に

よる人的交流などを進めていきます。

⑩ビジネスチャンスにつながる交流の場の拡大【再掲(P7)】 **重点**

目標2 区民生活を豊かにする産業に支えられ、安全で住みやすいまち

【目標が示す将来像】

商店街が地域の核となり、まちににぎわいと活力が生まれ、人々の交流やつながりが深まり、良好な住環境と調和した居心地の良いまちになっています。

【現状と課題】

- 区民の購入動向として、平成 29 年度杉並区産業実態調査における前回調査（平成 23 年度）との比較では、商店街を「毎日利用する」「週に 2～3 回利用する」区民の割合は 47.8%から 37.4%に減少し、区民の商店街利用頻度が低下しています。一方で、インターネットショッピングを「頻繁に利用する」「時々利用する」区民の割合が 55.3%から 75.7%、宅配サービスを「頻繁に利用する」「時々利用する」区民の割合は 25.9%から 48.3%にそれぞれ大きく増加しており、店舗以外での購入手段を利用する傾向が強まっています。
- 商店街の必要性について、平成 29 年杉並区区民意向調査では、「なくなると買物が不自由になる」（43.0%）、「まちのにぎわいや安全・安心に必要」（38.9%）、「地域交流の場として必要」（4.0%）など、93.2%の区民が、商店街は必要と感じています。商店街には日常生活に必要な商品・サービスを提供することに加え、生活にうるおいと豊かさを提供する安全・安心な地域の拠点としての役割が求められています。
- 総務省・経済産業省による「経済センサス - 活動調査」では、杉並区の小売業の事業所数は、平成 24 年の 2,487 事業所から、平成 28 年には 2,500 事業所でほぼ横ばいとなっていますが、平成 29 年度杉並区産業実態調査では、商店街組織に「加入している」店舗の割合は、平成 23 年度の 67.5%から平成 29 年度 61.2%と減少しています。未加入事業者の商店街組織への加入促進を図るとともに、商店街に多様な人材が関わることのできる環境を整え、商店街の活動力を強化していく必要があります。

【基本的な方向性・取組の視点】

- 駐輪場や休憩スペースの設置、街路の段差解消などの施設環境の改善に加え、防犯カメラの新規設置や更新、装飾灯の LED 化を始めとする整備助成により、安全で快適な商店街環境の整備を促進していきます。さらに、支えあい、誰でも使いやすく、おもてなしの心が伝わるやさしい商店街の「心のバリアフリー」を進めていきます。
- 地域特性を重視し、まちの将来を展望した商店街の取組を積極的に支援することにより、区民の日常生活の利便性を向上させるとともに、魅力ある商店街づくりを進めます。

○店主の高齢化や後継者不足など、意欲がありながらも活動力が低下している商店街に対し、外部人材の活用や地域団体との連携など、商店街の実情に寄り添った様々な支援を行っていきます。

○商店街の組織機能を強化するため、商店街と区が連携協力して加入促進を進めるとともに、複数の商店街が連携した事業の実施や、組織の再編など、スケールメリットを活かした取組を支援していきます。

目標別指標

指標名	現状 (直近)	目標		指標の説明
		31年	33年	
チャレンジ商店街サポート事業の創出	4事業 (29年度)	5事業	5事業	商店街会員以外の企業・団体による商店街支援
区内小売業の年間商品販売額	3,154億円 (26年度)	3,150億円	3,145億円	商業統計（経済産業省）による

目標2 区民生活を豊かにする産業に支えられ、安全で住みやすいまち

取組1 安全・安心な生活支援拠点としての商店街づくり

①商店街の防犯カメラ設置・装飾灯LED化等の促進

重

②快適に買い物ができる商店街環境整備の推進

③商店街「心のバリアフリー」の推進

取組2 地域活性化の核となる商店街づくり

④地域特性を踏まえた商店街の魅力づくりの促進

重

⑤商店街からの提案事業への支援

重

⑥地域団体と連携した活性化の取組の推進

新

取組3 商店街の経営力向上の支援

⑦外部人材を活用した商店街サポート事業の促進

重

⑧専門家の派遣による商店街の経営力強化

⑨若手事業者への支援

⑩時機に応じた商店街支援策の検討

新

取組4 商店街の組織力強化

⑪商店街への加入促進による組織機能の強化

重

⑫スケールメリットを活かす事業、基盤強化への支援

取組1 安全・安心な生活支援拠点としての商店街づくり

商店街は、商品の販売やサービスの提供に加え、まちのにぎわいを創出し、人と人とがふれあう地域の貴重な財産です。区民の生活にうるおいと豊かさを与え、それぞれのライフスタイルに応じて安全・安心に利用できる生活支援拠点としての商店街づくりを推進します。

①商店街の防犯カメラ設置・装飾灯LED化等の促進 **重点**

防犯カメラの新規設置や既存のカメラの更新、装飾灯のLED化等の整備経費の一部を助成し、地域の防犯対策の推進、交通の安全及び生活環境の整備を図り、安全・安心な商店街環境を整備していきます。

②快適に買い物ができる商店街環境整備の推進

駐輪場・休憩スペースなどの供用施設の設置や、街路の段差解消など、便利で快適に買い物ができる商店街の環境整備支援に取り組んでいきます。

③商店街「心のバリアフリー」の推進

高齢者や障害者などへ状況に応じた適切な声かけや必要な手助けを行うなど、商店街のおもてなしの心が伝わる「心のバリアフリー」の取組を推進し、誰もが商店街を利用しやすく、人と人とのつながりや居心地の良さを感じることができる商店街づくりを進めていきます。

取組2 地域活性化の核となる商店街づくり

それぞれの地域の特性を活かしながら、商業の活性化やにぎわいの創出などに取り組むことは、まちづくりには欠かせない要素です。地域住民や商店街関係者等とまちの将来像を共有し、ハードとソフトの施策の有機的な連携を図り、魅力的なまちの中心となる活力ある商店街づくりを進めます。

④地域特性を踏まえた商店街の魅力づくりの促進 **重点**

地域の歴史や文化などの特性を活かし、将来のまちづくりにつながる商店街の取組を積極的に支援します。

⑤商店街からの提案事業への支援 **重点**

地域ブランドづくりや商品開発、商店街の個店への立ち寄りを促す街バルや街ゼミ、文化・芸術団体や様々なアーティストが活動を行うイベントなど、商店街の集客力や回遊性を高める工夫ある取組や、地域経済の活性化や地域コミュニティの醸成等の相乗効果が期待できる取組など、商店街からの様々な提案の実現を支援します。

*街バル：前売りのチケットを購入し、参加店の飲み歩き、食べ歩きをするイベントのこと。

*街ゼミ：商店主などが講師となり、プロならではの専門知識や情報、コツを参加者に提供すイベントのこと。

⑥地域団体と連携した活性化の取組の推進 **新規**

商店街等が町会や自治会、NPOなどの地域団体と連携し、商店街を含めた地域一帯の賑わい創出に向けて行う取組を支援することにより、地域の活性化を推進していきます。

取組3 商店街の経営力向上の支援

外部人材を活用した商店街支援の取組を強化し、高齢化や後継者不足により活動力が低下している商店街を支援するとともに、これからの商店街を支える人材の育成を図るため、若手事業者の提案による活性化の取組を支援していきます。また、時機に応じた多様な商店街支援策について検討を行っていきます。

⑦外部人材を活用した商店街サポート事業の促進 **重点**

民間企業やNPO等の外部人材が積極的に商店街事業に関わり、意欲がありながらアイデアや実行力に不安がある商店街を強力にサポートすることにより、商店街の活性化を図ります。

⑧専門家の派遣による商店街の経営力強化

商店街が抱える課題の解決に向け、幅広い分野の知見を持つ専門家を「商店街アドバイザー」として派遣し、組織活動の強化や経営改善などを行うためのアドバイスを行うことにより、商店街の経営力強化を支援していきます。

⑨若手事業者への支援

若手事業者がチームを組み、提案する意欲的で工夫とアイデアが盛り込まれた事業を支援し、これからの商店街を担う人材の育成を図るとともに、商店街の組織力強化につなげます。

⑩時機に応じた商店街支援策の検討 **新規**

社会経済情勢に伴う区内消費の落ち込みなど、商店街を取り巻く環境の変化に機敏に対応するため、補助事業のあり方や、新たな支援の仕組みづくりについて、商店街と連携した検討を行っていきます。

取組4 商店街の組織力強化

商店街と区が連携し商店街への加入促進を図るとともに、複数の商店街が連携して取り組むスケールメリットを活かした事業や、組織の再編などの取組を積極的に支援し、商店街の組織力を強化していきます。

⑪商店街への加入促進による組織機能の強化 重点

まちのにぎわいや活力の創出などにつながる加入店増による商店街の組織力や活動力の向上に向け、商店街と区が一体となって加入促進に取り組み、個店・チェーン店・大型店が協力する商店街の組織力強化を図ります

⑫スケールメリットを活かす事業、基盤強化への支援

複数の商店街が共同で行うイベント事業や、商店街組織の再編など、スケールメリットを活かした組織機能強化の取組を支援します。

目標3 食卓に彩りと心に潤いを与える産業で、やすらぎがあるまち

【目標が示す将来像】

区民にやすらぎを与える都市農地が保全され、安全・安心な杉並産農産物が食卓に並ぶことにより区民の心とからだを支えています。

【現状と課題】

- 「節成キュウリ」、「豊多摩早生（栗）」など、かつては、これらの特産品をはじめ、多くの農産物が区内で生産されていました。都市化などにより、農産物の生産量は大きく減少しましたが、現在でも、安全・安心で高品質な農産物が区内で生産されています。また、食育への関心や新鮮な農産物を求める区民の声も高まっています。
- 農地の減少とともに、高齢化や後継者不足により農業の担い手も減少しています。平成 22 年から平成 29 年までの 8 年間で、農地は約 16%、農家数では約 21%減少しています。一方、平成 22 年に 3 億 4 千万円だった農業算出額は、平成 28 年には 3 億 1 千 7 百万円と約 2 千 3 百万円の減となっています。都市農地は、安全で新鮮な質の高い農産物の生産の場に加えて、ヒートアイランド現象を緩和する環境保全、災害時のオープンスペースとなる防災空間、心やすらぐ緑地空間、即売会・直売会等を通じた地域住民の交流の場、農作業を通じた体験・学習の場など、多様な機能を発揮しています。区民の約 7 割は都市農地を「貴重な緑地として保全」されることを希望しており、「新鮮な農産物の生産の場」「農作業を学び楽しめる場」として期待されています。
- 平成 27 年 4 月の都市農業振興基本法の制定により、都市農業の振興と農地保全に関する国の基本的な考え方が示されました。その後、生産緑地法の一部改正、税制改正、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定されるなど、農地保全のための環境整備が行われてきており、都市農地の保全に区としてもより一層努めていく必要があります。

*平成 29 年 2 月、生産緑地法の一部改正：指定下限面積要件の緩和、特定生産緑地制度の創設など

*平成 29 年 12 月、平成 30 年度税制改正大綱：特定生産緑地相続税納税猶予の適用など

*平成 30 年 6 月、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定：貸借条件の緩和

【基本的な方向性・取組の視点】

- 農地の減少を食い止め、都市農地の持つ多様な機能に対する区民の期待に応えられるよう、農業委員会、JA（農業協同組合）、農業関係者などと連携を図り、農地保全に必要な要望を把握し、情報を収集するとともに、制度改正等について、農地所有者に十分理解してもらうための取組を進めていきます。

- 意欲のある農業者や高齢等のため営農を継続することが困難な農業者に対し、農業委員会やJA、農業者等と連携しながら、安全で新鮮な農産物が安定的に生産できるよう支援していきます。
- 地産地消の推進に向けて、杉並産農産物の生産と消費の拡大を進めるとともに、学校給食・区内飲食店への食材提供や生産者の顔が見える販売方法、地産地消マーケットの展開など、杉並産農産物と消費者の食卓を積極的に結びつけていきます。
- 安全で新鮮な質の高い杉並産農産物のPRを図るとともに、都市農地が持つ環境保全機能、防災機能、体験・学習機能など、多面的な機能を発揮することにより、その魅力と必要性をより多くの区民に理解してもらえるよう情報発信を強化していきます。

目標別指標

指標名	現状 (直近)	目標		指標の説明
		31年	33年	
区内の農地面積	42.88ha (30年度)	42.0ha	40.2ha	
区内農業産出額	3億17百万円 (28年産)	3億6千万円 (29年産)	3億7千万円 (31年産)	農作物生産 状況調査 (東京都産 業労働局) より
貴重な緑地として農地を保全して欲しいと思う区民の割合	72.9% (29年度)	76%	80%	杉並区産業 実態調査

目標3 食卓に彩りと心に潤いを与える産業で、やすらぎがあるまち

取組1 都市農地保全への取組

①農地保全に向けた国・都・農業委員会等との連携

重

②生産緑地地区の適正な管理と追加指定のための啓発活動の実施

重

取組2 地産地消の推進と都市農地の持つ多面的機能の発揮

③地産地消マーケットの推進

重

④杉並産農産物の魅力向上、ブランド化

⑤各種情報媒体を活用した積極的な農業情報の発信

重

取組3 都市農業の担い手育成と支援

⑥農業の維持・継続の支援

⑦ボランティア等の活用支援

⑧交流自治体との産業交流の推進【再掲】

取組4 都市農業への理解を深める取組

⑨区民農園・農業体験事業の充実

⑩各種イベント、観光事業等との連携

⑪他自治体等との協働事業の実施

⑫各種情報媒体を活用した積極的な農業情報の発信【再掲】

取組1 都市農地保全への取組

区の貴重な財産である農地を保全するための関係法令や税制などの説明を丁寧に実施していくとともに、都市農地を取り巻く様々な課題に対し、関係機関と連携しながら、その解決に向けた取組を進めていきます。また、あらたな関係法令等のもと、効果的な支援制度等について検討していきます。

①農地保全に向けた国・都・農業委員会等との連携 **重点**

都市農地の保全について、農地法、生産緑地法などの農地関係法令や相続税等の税制度などの改正・改善に向け、国、東京都をはじめ、農業委員会、J A、東京都農業会議、他区等と連携・協議を進めていきます。

②生産緑地地区の適正な管理と追加指定のための啓発活動の実施 **重点**

適正な耕作が行われるよう農地パトロール等による管理を行っていきます。また、生産緑地の追加指定及び特定生産緑地の指定につながる働きかけ等を行っていくとともに、新たに制定された生産緑地の貸借制度について、適正な活用に向けた取組を行います。

*生産緑地：生産緑地法に基づき、都市計画として農地を長期間（30年）保全する地区。

生産緑地の指定を受けると、農地として適正に管理しなければならない一方、税制面で優遇措置が適用されます。

*特定生産緑地：生産緑地の指定から30年を経過する前に特定生産緑地の指定を受けることにより、さらに10年延長することが可能になります。

*生産緑地の貸借制度：都市農地の貸借の円滑化に関する法律が制定され、生産緑地の貸借やJ A以外の法人等が、生産緑地において区民農園を開設することが可能となりました。

取組2 地産地消の推進と都市農地の持つ多面的機能の発揮

貴重な農地を保全し、後世に引き継いでいくために、杉並産農産物の生産・流通・普及・利用の各要素の充実を図り、区内で消費する地産地消を推進します。また、都市農地が持つ多面的な機能が多くの方に理解されるよう広くPRをしていきます。

③地産地消マーケットの推進 **重点**

各農家が個別に行っている直売所やJ Aが主催する即売会について、種類や量、開催頻度などが充実するよう、取組を支援していきます。また、杉並産農産物が、商店街等の区民に身近な場所で気軽に購入でき、かつ、区内飲食店や学校・区施設などで広く利用されるよう、各農業者の生産力や生産時期等の計画策定、農産物の納入方法などを支援するとともに、幅広い分野から意見を取り入れ、新たな地産地消の取組につながる流通システムを検討していきます。

④杉並産農産物の魅力向上、ブランド化

区内農業者の活動を支援するとともに、農業者やＪＡ、農業に関連する教育機関等と連携しながら、上井草二丁目団体利用農園や成田西ふれあい農業公園の圃場を活用し、消費者のニーズにあった品種の生産や有機農法での栽培促進など「杉並産農産物」の魅力向上やブランド化を検討・研究していきます。

また、商店街や観光事業との連携やアニメを活用したＰＲなど、あらたな視点で都市農業の魅力向上につながる取組を検討していきます。

⑤各種情報媒体を活用した積極的な農業情報の発信 **重点**

都市農地の持つ多面的な機能を広く周知することにより、都市農地の持つ魅力とその必要性について情報を発信していきます。また、杉並産農産物の販売情報や生産者情報などについて、多様な媒体、機会を活用し、積極的に発信し、区民へのＰＲを図っていきます。

取組3 都市農業の担い手育成と支援

農業者の営農意欲を喚起し、農業所得の向上を図り、農業が継続できるよう支援を行っていきます。また、農業者に対し区民ボランティアを派遣するなど、必要な支援を行っていきます。

⑥農業の維持・継続の支援

区内農業を維持・継続するための補助制度について周知を図り、農業の担い手が農業を継続できる環境を整えていきます。農業の担い手に対する耕作指導や新たな品種栽培指導の充実、資機材等に対する支援などをＪＡ等と連携しながら実施するとともに、杉並産農産物を使った食育事業やレシピ作成など女性の視点を活かした取組についても支援していきます。

⑦ボランティア等の活用支援

高齢等の理由から耕作が困難又は不十分となった農業者に対し、農業が継続できるよう、耕作意欲のあるボランティア等の活用を支援していきます。

また、成田西ふれあい農業公園で実施した「農にふれあう講座（年間 20 回開催）」の受講修了生を対象に同公園のサポーター制度を立ち上げ、農作業やイベントの補助、ステップアップ研修など農にふれあう機会を継続することにより、その活動を支援していきます。

これらの支援を通して、新たな農業の担い手の育成につなげていきます。

⑧交流自治体との産業交流の推進【再掲(P9)】

取組 4 都市農業への理解を深める取組

区民農園や成田西ふれあい農業公園、農業体験農園などの農業体験事業を通じて、区民が気軽に農業とふれあえる機会を創出・拡充し、都市農業への理解を推進していきます。

また、多様な媒体、機会を活用し、都市農地の持つ効用を区民にPRするとともに、区の各種事業やイベント、協働事業の実施などを通じて、積極的な啓発活動を行っていきます。

⑨区民農園・農業体験事業の充実

区民農園や成田西ふれあい農業公園、農業体験農園などでの作付段階から収穫までの農業体験や教室などを通じて、区民に農業への親しみ、収穫の喜びを感じてもらい様々な取組を実施していきます。

⑩各種イベント、観光事業等との連携

農地は、区の豊かなみどりを支える礎です。教育や福祉等の事業や地域で行われるイベント、観光事業等と積極的な連携を進めていきます。

⑪他自治体等との協働事業の実施

「都市農地を守ろう！」を合言葉に、JA及び世田谷区との協働事業「アグリフェスタ」や収穫体験等の事業を実施し、区民の都市農地に対する愛着と理解を深める啓発活動を推進していきます。

* 「都市農地を守ろう！」共同宣言：平成23年11月18日、東京中央農業協同組合と杉並区、世田谷区が連携し、都市農業の振興及び農地保全への理解を深めるとともに、国等に対して大きな転換を求める気運を高めることを目的として行われた共同宣言。一連の法改正が進んだことから、平成29年度からは「未来へつなごう都市農業」を合言葉にして開催。

⑫各種情報媒体を活用した積極的な農業情報の発信【再掲(P20)】

目標4 安心して地元で元気に働き続けられるまち

【目標が示す将来像】

仕事と生活を無理なく両立できる魅力的な区内の企業で、誰もが自分らしく安心して働いています。

【現状と課題】

- 穏やかな回復基調が続く経済・雇用情勢の中、平成29年度末の全国の完全失業者数は173万人、完全失業率は2.5%となっています。年齢階級別では、15～24歳は3.8%、25～34歳が4.0%、その他は2%以下で推移しており、依然として若者の失業率は高い水準にあります。ハローワークと連携した区内における職業紹介機能強化や若者への就労支援の充実が必要です。
- 新規学卒者の就職率は改善が進んでいるものの、就職を希望しながらも未就職のまま卒業する者、また就職しても3～4割の者が3年以内に離職している状況であり、区内産業・企業活動の停滞を引き起こす懸念があります。
- 区内には、就労意欲がありながらも、生活や家族、健康などに不安を抱え、また、高齢等の理由により、就労に結びついていない人が多数潜在していることから、就労につなげていくための支援が求められています。また、結婚、出産、育児等で離職した女性が再就職できるように支援していくことは、女性の活躍推進の面だけでなく、労働力確保の観点からも非常に重要となっており、勤務地や職種などの希望に寄り添ったきめ細やかな支援が望まれています。
- 誰もがより充実した生活を送り、成長しながら働くことができ、また、企業にとっても、持続的な発展のため社員が力を十分に発揮できる取組として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実践が望まれています。

【基本的な方向性・取組の視点】

- 就労意欲がありながらも、生活や家族、健康などの不安（就労阻害要因）を抱えているために就労に結びついていない人を掘り起こし、就労準備相談から就職後の定着まで、求職者一人ひとりの状況に寄り添ったきめ細やかな支援を行っていきます。また、生活自立支援や障害者就労などの区関係部署と連携を密にして、横のつながりを持った支援を進めます。
- 区内企業と区が連携協力し、区内産業の魅力や情報を積極的に発信するとともに、求人開拓や中間的就労の場の確保、区内企業の講師を招いたセミナーを開催するなど、就労意欲のある人材と区内企業を結びつけるための取組を進めていきます。
- 誰もが社会の中で自分らしい生き方を選択でき、その生活の状況や希望に応じて、仕事と生活を無理なく両立できる働きやすい環境を整備していく必要があります。企業や事業主の理解と協力を得て、社会全体で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をさらに進めていきます。

目標別指標

指標名	現状 (直近)	目標		指標の説明
		31年	33年	
就労準備相談等から就職に至った延人数	126人 (29年度)	150人	450人	
就職準備相談・心としごとの相談利用延人数	1,851人 (29年度)	2,150人	6,450人	
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)に関心がある。または、すでに取り組んでいる事業所の割合	54.3% (29年度)	55%	65%	杉並区産業実態調査

目標4 安心して地元で元気に働き続けられるまち

取組1 誰もが自分にあった働き方を選択できる仕組みづくり

①相談者に寄り添った伴走型の支援

重

②関係部署との連携による支援体制の強化

重

③若者、女性、高齢者等の多様な働き手の支援

新

取組2 意欲ある人材と区内企業を結びつける取組の推進

④区内企業の魅力を伝えるPR活動

⑤④新たな人材の登用につながる求人開拓

⑥社会参加・中間的就労の場の確保

重

⑦区内学校等との連携

取組3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の 実現に向けた労働環境の整備

⑧仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発促進

⑨勤労者の健康づくり支援

⑩福利厚生事業(中小企業勤労者福祉事業)の運営・充実
【再掲】

取組1 誰もが自分にあった働き方を選択できる仕組みづくり

就労支援センターでは、区とハローワーク新宿が一体となって、若者等の就労を支援しています。就労意欲がありながらも就労機会が得られない人や、生活や家族、健康不安など就労阻害要因を抱え支援が必要な人などに、一人ひとりの状況にあった働き方ができるように支援していきます。

①相談者に寄り添った伴走型の支援 **重点**

就労支援センターの「若者就労支援コーナー（愛称：すぎJOB）」では、就労について様々な不安や問題を抱えているなど、直ちに就職に結びつきにくい人等に対し、相談者の状況に応じた支援プログラムを作成し、そのプログラムに基づいた就労準備相談、職業紹介から就職後の定着支援まで、相談者に寄り添った伴走型の支援を行います。

②関係部署との連携による支援体制の強化 **重点**

杉並区就労支援センターがウェルファーム杉並に移転したことにより、福祉等関係部署とのさらなる連携・情報共有を密にして、利用者にとってより効果的な就労支援を行っていきます。さらに、ニートなどの潜在的な若年無業者や就労阻害要因があり就職活動に踏み出せない若者に対し、「ジョブトレーニングコーナー（愛称：すぎトレ）」の「ワークルーム」において、実際の職場と同じようなOA作業や事務作業を体験することにより、働くことへの自信と働き続ける力を育てます。

③若者、女性、高齢者等の多様な働き手の支援 **新規**

年齢や性別により左右されることなく、若者や女性、高齢者等幅広い年齢層の雇用確保の支援の充実、女性、高齢者に関しては、家庭や健康状態など一人ひとりの状況に応じ、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備・充実を図ります。

取組2 意欲ある人材と区内企業を結びつける取組の推進

地域経済を発展させ、地域貢献の担い手を確保するためには、地域への愛着を持った区内在住の優れた人材を区内企業につないでいくことが必要です。区内企業との連携を強化し、企業の魅力や情報発信の充実を図るとともに、求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」による求人開拓や、区内学校との連携による就職活動の支援など、区内の人材と区内企業を結びつける取組を進めます。

④区内企業の魅力を伝えるPR活動

就労支援センターの企業PRコーナーの充実やホームページ・フェイスブックの活用、企業の特徴や仕事内容を知るセミナーを実施し求職者に提供することにより、就職に結びつけていきます。

⑤新たな人材の登用につながる求人開拓

近隣区や関係機関と連携し、合同就職面接会やミニ面接会・ツアー面接会を実施するとともに、就職活動に役立つ知識や技術を習得できる各種セミナー等の充実を図ります。また、求人情報サイト「就職応援ナビすぎなみ」の充実を図り、区内事業所の求人情報を区民等に広く情報提供し、人材確保の支援を行うとともに、就労を希望する区民等の支援を図っていきます。

⑥社会参加・中間的就労の場の確保 **重点**

様々な就労阻害要因を抱え、直ちに一般就労に結びつかない人に対し、NPO団体、福祉施設や企業と連携しながら、ボランティア活動などの社会参加の場や事業所訓練などの中間的就労の場を確保します。

*中間的就労：一般就労につながりにくい要因を抱えている人が、日常生活の自立や社会参加のために働く就労機会のこと

⑦区内学校等との連携

区内の大学、専門学校、高校と連携して就職活動の現状把握に努め、就職先が決まっていない学生や中途退学者を就労支援センターの就労準備相談や、就労準備プログラムにつながるよう取り組んでいきます。また、区内企業の職場見学や、インターンシップの受入れを推進していきます。

取組3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた労働環境の整備

子育てや介護をしながらの就労など、生活を大事にしつつ多様な形で働くためには、企業や事業主の理解と協力が欠かせません。仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の理念を普及・啓発するとともに、勤労者の福利厚生事業の充実を図るなど、自分らしい生き方にあった労働環境の整備に向けた支援を行います。

⑧仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発促進

事業者や勤労者を対象とした各種セミナー・イベントなどの機会を活用し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する情報提供の充実や学習機会の拡充を図っていきます。あわせて、区男女共同参画担当と連携した講演会等に取り組んでいきます。

⑨勤労者の健康づくり支援

区が実施する中小企業勤労者福祉事業においては、健康増進事業を重点的に実施し、近年の労働環境の中で大きな課題となっているメンタルヘルスに関する講演会や相談会などを開催し、誰もが健康で働き続けられるよう、勤労者の心とからだの健康づくりを支援していきます。

⑩福利厚生事業(中小企業勤労者福祉事業)の運営・充実【再掲(P9)】

目標5 魅力的でにぎわいがあり、また行ってみたいくなるまち

【目標が示す将来像】

区内各地域の特性を最大限に活かし、杉並の魅力伝えることによって、区内外から人が集い、にぎわいが生まれ、地域産業が活性化しています。

【現状と課題】

- 日本を訪れる外国人の数は、平成29（2017）年には約2,870万人、平成30年は上半期で約1,500万人を超えるなど、年々、増加しています。さらに国では、平成32（2020）年には4,000万人、平成42（2030）年には6,000万人を目標に掲げるなど、今後も増加が見込まれます。日本人旅行者を合わせて、観光による大きな消費活動が生まれていく中、杉並区の認知度を高め、その消費活動を区内に取り込んでいく必要があります。
- 杉並区には、「東京高円寺阿波おどり」や「阿佐谷七夕まつり」、「居酒屋」、「音楽」、「古着」などの「中央線文化」に代表される長年にわたり地域で培われてきた多数の文化的資源があります。外国人旅行者の志向が、日本文化等の「体験」へ大きく変化している現状を踏まえ、杉並区ならではの観光資源を活かした体験プログラムの開発に取り組み、区内商店街の「にぎわい・商機」の創出を図っていく必要があります。
- 杉並区は、アニメ制作会社の数が日本一集積する（平成28年一般社団法人日本動画協会調査）地域特性を持っています。こうした特性を踏まえ、今後は、「東京工芸大学 杉並アニメーションミュージアム」を観光の拠点として活用を図るとともに、地域のにぎわい創出につながるアニメを活用した取組を進めていく必要があります。

【基本的な方向性・取組の視点】

- 地域が抱える様々な課題を、産業振興、都市整備、地域振興、文化振興など様々な角度から多面的に捉えなおし、ハード・ソフトの有機的な連携を図ることで、良いまちを作りたいという住民の思いに応えられる魅力的なまちづくりを総合的に展開していきます。
- 杉並の文化・芸術・歴史、各種イベントやまつり、個性的な店舗・事業所など杉並の「良さ」、「らしさ」に焦点を当て、これらを集客につながる観光資源として効果的に情報発信することで、持続的な集客力へと高め、杉並の魅力を向上させていきます。
- アニメ事業者とのコミュニケーションを密にするとともに、子どもたちへのワークショップ事業の充実を図ります。また、アニメコンテンツの持つ魅力や影響力を産業振興策に活かしていけるよう、アニメ事業者や地域と協議・連携を進めていきます。

目標別指標

指標名	現状 (直近)	目標			指標の説明
		31年	32年	33年	
中央線あるあるプロジェクト Facebook「いいね」数(累計)	8,452件 (29年度末)	10,300件	11,200件	12,000件	
アニメーションミュージアム来館者数	59,861人 (29年度末)	80,000人	80,000人	80,000人	

目標5 魅力的でにぎわいがあり、また行ってみたいくなるまち

取組1 杉並らしさを活かした観光事業の推進

- ①観光コンテンツの集約と多様なメディアによる情報発信 (重)
- ②区民との協働による杉並の魅力発信
- ③多言語化などインバウンド対応への取組支援 (重)
- ④地域との協働による観光事業の実施 (新)
- ⑤来街意欲の喚起に向けた取組

取組2 アニメを活用した事業の推進とアニメ産業の支援

- ⑥東京工芸大学杉並アニメーションミュージアムを活用したにぎわいの創出の推進 (重)
- ⑦アニメ産業発展に向けた支援の充実
- ⑧杉並区公式アニメキャラクター「なみすけ」を活用した事業の支援

取組3 まちづくりと連動した魅力ある商店街づくり【再掲】

- ⑨地域特性を踏まえた商店街の魅力づくりの促進【再掲】 (重)
- ⑩商店街からの提案事業への支援【再掲】
- ⑪地域団体と連携した活性化の取組の推進【再掲】 (新)

取組1 杉並らしさを活かした観光事業の推進

区内には、良好な住宅都市の中で育まれた杉並らしい文化や魅力が、中央線沿線をはじめとして多数存在しています。こうした「杉並らしさ」を観光資源として、商店街をはじめとした地域と連携・協働し、区外からの来街者の誘致を図る観光事業を推進することで、「にぎわい・商機」の創出、地域の発展につなげていきます。

①観光コンテンツの集約と多様なメディアによる情報発信 **重点**

区内 JR 中央線 4 駅（高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪）周辺には、魅力あるイベントや飲食店、史跡などの観光資源が数多く存在しています。これら多種多様な観光資源情報を「中央線あるあるプロジェクト」で集約し、発信力の高い SNS の活用などにより、国内外に対し区の魅力を最大限に発信していきます。

* SNS：社会的なつながりの場をインターネット上で提供するサービス（social networking service）。代表的なものに、Facebook、Twitter、Instagram などがある。

②区民との協働による杉並の魅力発信

杉並や地域の魅力を一番身近に知り、発見することができる区民と協働で、未だ知られていない魅力を掘り起こすなどにより「すぎなみ学倶楽部」のコンテンツの充実を図り、区内外に発信していきます。また、国外に居住しているかつて区民であった方などの協力を得て、国外からの来街者誘致につながる効果の高い情報発信を行っていきます。

*すぎなみ学倶楽部：主に区民ライターによって取材・執筆が行われている、杉並区の様々な分野の魅力を発信する区公式ウェブサイト

③多言語化などインバウンド対応への取組支援 **重点**

今後、増加が見込まれる訪日外国人観光客を杉並区に誘致し、更にリピーターや新規来街者の獲得につながる高い評価を得ることができるよう、パンフレットや飲食店メニュー、訪日外国人に発信する観光情報などの多言語化の更なる充実を図るとともに、観光案内所や無料公衆無線 LAN（Wi-Fi）の整備を進めていきます。

④地域との協働による観光事業の実施 **新規**

各地域の様々な魅力を、観光コンテンツとして取り扱えるよう磨き上げ、また、それらを組み合わせるなどにより新たな観光資源として開発する「杉並魅力創出事業」を、地域団体と連携・協働しながら実施します。

⑤来街意欲の喚起に向けた取組

平成 30 年 10 月 1 日より交付が始まった「図柄入り杉並ナンバープレート」やドラマ等のロケへの協力をとおして杉並の魅力を発信する「フィルムコミッション」、来街者に情報発信を行う観光拠点の整備など、杉並区の知名度向上や話題づくりに取り組み、区外からの来街意欲の喚起に努めます。

取組 2 アニメを活用した事業の推進とアニメ産業の支援

杉並区は、アニメ制作会社が日本一集積する日本のアニメ産業の中心地です。こうした特徴を活かし、区内アニメ制作会社との連携を図りながら、アニメコンテンツを活用してまちのにぎわいの創出を図っていくとともに、アニメ産業への支援を行っていきます。

⑥東京工芸大学杉並アニメーションミュージアムを活用したにぎわいの創出の推進 重点

アニメを学び、体験できる「東京工芸大学杉並アニメーションミュージアム」の特徴を活かし、区内産アニメコンテンツの活用や外国人観光客を対象とした体験プログラムなど企画内容を充実させることで区の観光資源として集客力の一層の強化を図り、商店街散策などにぎわい創出につながる活用を進めていきます。また、「杉並区立施設再編整備計画」を踏まえ、立地、施設規模等などについて、事業効果を高めていくための検討を引き続き行います。

⑦アニメ産業発展に向けた支援の充実

杉並区のアニメ産業が将来に渡り持続的に発展を遂げるよう、起業支援や融資制度などの各産業支援策の利用促進を図るとともに、新作アニメのPRやアニメ制作における「ロケハン」の希望などの相談対応を強化していきます。また、地域イベントや学校等での出張ワークショップ（アニメ制作体験）の実施を通じて、アニメづくりの楽しさやすばらしさを体感してもらうことにより、アニメ制作に関わる人材の裾野が広がる取組を実施していきます。

⑧杉並区公式アニメキャラクター「なみすけ」を活用した事業の支援

民間事業者による「なみすけ」デザインの商品の販売等、商用利用を促進し、商店街の活性化やまちのにぎわい創出を図るとともに、相乗的に区民に対する知名度を高め、愛着を深めていきます。

取組 3 まちづくりと連動した魅力ある商店街づくり【再掲】

⑨地域特性を踏まえた商店街の魅力づくりの促進【再掲（P13）】 重点

⑩商店街からの提案事業への支援【再掲（P13）】

⑪地域団体と連携した活性化の取組の推進【再掲（P13）】 新規